



# 熊本県公報

号外 第23号  
令和6年(2024年)  
3月29日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則… (人事課) 1
- 熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則… (子ども家庭福祉課) 1
- 熊本県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則… (自然保護課) 10
- 熊本県漁港漁場整備法施行細則及び熊本県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則… (漁港漁場整備課) 10
- 熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則… (住宅課) 19

## 規 則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第6号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表第1号左欄中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同号右欄中「熊本県漁港漁場整備法施行細則」を「熊本県漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」に改め、「第2条第1項」の次に「(第6号から第8号までを除く。)」を加え、同表第3号左欄中「別表第52号(3)」を「別表第53号(3)」に改め、同表第4号左欄中「別表第59号(2)」を「別表第60号(2)」に改め、同表第5号左欄中「別表第62号(3)」を「別表第63号(3)」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第7号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県児童福祉法施行細則(昭和43年熊本県規則第34号)の一部を次のように改正する。  
第10条の5の次に次の2条を加える。  
(社会的養護自立支援拠点事業等の届出)  
第10条の6 法第34条の7の2第2項又は第34条の7の5第2項の規定による届出は、事業開始届出書(別記第35号様式の2)によるものとする。  
2 法第34条の7の2第3項又は第34条の7の5第3項の規定による届出は、事業変更届出書(別記第35号様式の3)によるものとする。  
3 法第34条の7の2第4項又は第34条の7の5第4項の規定による届出は、事業廃止(休止)届出書(別記第35号様式の4)によるものとする。  
(児童福祉施設の申請等)  
第10条の7 施行規則第37条第2項の規定による申請は、児童福祉施設設置認可申請書(別記第35号様式の5)によるものとする。  
2 施行規則第37条第5項の規定による届出は、児童福祉施設変更届出書(別記第35号様式の6)によるものとする。  
3 施行規則第37条第6項の規定による届出は、児童福祉施設変更届出書(別記第35号様式の7)によるものとする。  
4 施行規則第38条第2項の規定による申請は、児童福祉施設廃止(休止)承認申請書

(別記第35号様式の8)によるものとする。

別表第2備考第8項第1号イ中「408,000円」を「488,000円」に改め、  
別表第2備考に次の2項を加える。

9 月の途中で入所した措置児童等については、この表の「各月初日」は、当該措置児童等が入所した月の初日とする。

10 小規模住居型児童養育事業を行う住居、里親、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設(通所部を含む。)、児童自立支援施設(通所部を含む。)、母子生活支援施設又は児童自立生活援助事業所の各月の措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の各号に掲げる措置児童等の区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した額とする。

(1) 次号に掲げる措置児童等以外の措置児童等  
その施設の事務費の月額保護単価(民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。次号において同じ。) + 事業費の各費目(里親手当を除く。次号において同じ。)のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

(2) 当該月の在籍日数が1月未満である措置児童等  
〔(事務費の月額保護単価 + 事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷ その月の日数] × その月の措置児童等在籍日数 + 月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

別記第35号様式の次に次の7様式を加える。

別記第35号様式の2(第10条の6関係)

事業開始届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

下記のとおり事業を開始したいので、児童福祉法(第34条の7の2第2項、第34条の7の5第2項)及び児童福祉法施行規則(第36条の32の2、第36条の32の4)の規定により届け出ます。

記

事業	種類	
	内容	
法人	名称	
	所在地	
事業の用に供する施設	名称	
	種類	
	所在地	
主な職員	氏名	
	経歴	
職員	定数	
	職務内容	
事業開始予定年月	年 月 日	

添付書類

- 1 定款その他の基本約款
- 2 収支予算書
- 3 事業計画書
- 4 主な職員の経歴を明らかにする書類
- 5 その他知事が必要と認める書類

別記第35号様式の3(第10条の6関係)

事業変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

下記のとおり変更しましたので、児童福祉法(第34条の7の2第3項、第34条の7の5第3項)の規定により届け出ます。

記

1 事業の種類

2 施設名称・所在地

3 変更事項

4 変更理由

5 変更年月日

(注)

- 1 変更事項が分かる書類を添付すること。
2 変更の日から1か月以内に届け出ること。

別記第35号様式の4(第10条の6関係)

事業廃止(休止)届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

下記のとおり事業を廃止(休止)したいので、児童福祉法(第34条の7の2第4項  
第34条の7の5第4項)及び児  
童福祉法施行規則(第36条の32の3  
第36条の32の5)の規定により届け出ます。

記

- 1 事業の種類
- 2 施設名称・所在地
- 3 廃止(休止)の理由
- 4 現に便宜を受けている者に対する措置
- 5 廃止(休止)予定年月日
- 6 休止予定期間(休止の場合に限る。)

別記第35号様式の5(第10条の7関係)

## 児童福祉施設設置認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

下記のとおり児童福祉施設を設置したいので、児童福祉法第35条第4項及び児童福祉法施行規則第37条第2項の規定により申請します。

## 記

施設名称		種類	
所在地			
設置主体		代表者氏名	
定員	本体		人
	地域小規模		人
建物その他設備の規模及び構造	敷地面積		m <sup>2</sup>
	建物の構造		
	建築面積		m <sup>2</sup>
	延床面積		m <sup>2</sup>
経営の責任者の氏名及び経歴	氏名		
	経歴		
福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴	氏名		
	経歴		
事業開始予定年月日		年 月 日	

## 添付書類

- 1 平面図(各居室の種類及び面積を記入のこと)及び配置図(建物、屋外遊具等の配置状況)
- 2 法人においては、定款、寄附行為その他の規約
- 3 運営規程
- 4 収支予算書
- 5 設置する者の経歴及び資産状況を明らかにする書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

別記第35号様式の6(第10条の7関係)

児童福祉施設変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

下記のとおり変更しましたので、児童福祉法施行規則第37条第5項の規定により届け出ます。

記

1 施設名称、種類及び所在地

2 変更事項

	新	旧
施設名称		
種類		
所在地		
定款、寄付行為 その他の規約		

3 変更理由

4 変更年月日

(注)

- 1 変更事項が分かる書類及び運営規程を添付すること。
- 2 変更の日から1か月以内に届け出ること。

別記第35号様式の7(第10条の7関係)

児童福祉施設変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

下記のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第37条第6項の規定により届け出ます。

記

1 施設名称、種類及び所在地

2 変更事項

		新	旧
敷地面積			
建物の構造			
建築面積			
延床面積			
定員	本体		
	地域小規模		
経営の責任者			
福祉の実務に 当たる幹部職員			

3 変更理由

4 変更予定年月日

(注) 変更事項が分かる書類(責任者又は幹部職員の場合は、経歴書含む。)及び運営規程を添付すること。

別記第35号様式の8(第10条の7関係)

児童福祉施設廃止(休止)承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

下記のとおり児童福祉施設を廃止(休止)したいので、児童福祉法第35条第12項及び児童福祉法施行規則第38条第2項の規定により申請します。

記

- 1 施設名称、種類及び所在地
- 2 廃止(休止)の理由
- 3 入所させている者の処置
- 4 廃止予定年月日又は休止予定期間
- 5 財産の処分方法(廃止の場合に限る。)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第8号

熊本県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(熊本県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 熊本県立自然公園条例施行規則(昭和47年熊本県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第10条第10号、第32号及び第42号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(熊本県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本県自然環境保全条例施行規則(昭和48年熊本県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号ウ(キ)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改める。

第17条第1号オ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同号カ及び同条第10号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(熊本県野生動物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 熊本県野生動物の多様性の保全に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同号エ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第23条第1号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同号ク及びサ並びに同条第7号イ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第28条第1号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改める。

第35条第1項第2号ウ(ア)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県漁港漁場整備法施行細則及び熊本県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第9号

熊本県漁港漁場整備法施行細則及び熊本県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

(熊本県漁港漁場整備法施行細則の一部改正)

第1条 熊本県漁港漁場整備法施行細則(昭和48年熊本県規則第36号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改め、「昭和26年農林省令第47号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第2条第1項各号列記以外の部分中「若しくは認可」を「、認可、認定若しくは更新」に、「申請書又は協議書」を「書類」に改め、同項第3号中「第38条」を「第38条第1項」に改め、同項に次の3号を加える。

(6) 法第43条第1項の認定 漁港施設等活用事業の実施に関する計画認定申請書(別記第6号様式)及び漁港施設等活用事業の実施に関する計画(別記第7号様式)

(7) 法第43条第4項の認定 漁港施設等活用事業の実施に関する計画変更認定申請書(別記第8号様式)

(8) 法第57条第3項の更新 漁港水面施設運営権存続期間更新申請書(別記第9号様式)

第2条第2項に次の3号を加える。

- (5) 前項第6号の場合(申請者が法人であつて法第50条第1項各号に掲げる事項が定められた漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定を受けようとする場合に限る。)親会社等(法第51条第4号に規定するものをいう。)の名称、所在地並びに代表者及び役員の氏名、氏名の振り仮名、生年月日及び性別を記載した書類
- (6) 前項第7号の場合 省令第37条第1項各号に掲げる書類、同条第2項に規定する書面及び前号に掲げる書類のうち必要なもの
- (7) 前項第8号の場合(申請者が法人である場合に限る。) 登記事項証明書及び第5号に掲げる書類
- 第2条に次の1項を加える。
- 5 法第55条第2項の規定により漁港水面施設運営権の移転の許可を受けようとする者は、省令第43条に定める申請書に、同条各号に掲げる書類のほか、第2項第5号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 第3条第1項中「別記第6号様式」を「別記第10号様式」に改める。
- 第4条中「別記第7号様式」を「別記第11号様式」に改める。
- 第5条に次の1項を加える。
- 2 法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)は、漁港施設等活用事業(法第4条の2に規定するものをいう。)の実施期間が満了した場合その他の事由により法第39条第1項本文に規定する行為を行わないこととなつたときは、すみやかに、当該行為に係る漁港の区域内の水域又は公共空地を原状に回復しなければならない。ただし、知事が漁港の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 第6条中「行なう」を「行う」に、「別記第8号様式」を「別記第12号様式」に改める。
- 別記第1号様式及び別記第2号様式中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。
- 別記第3号様式中「漁港漁場整備法第38条」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項」に改める。
- 別記第4号様式及び別記第5号様式中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。
- 別記第8号様式中「別記第8号様式」を「別記第8号様式(第6条関係)」に改め、同様式を別記第12号様式とする。
- 別記第7号様式中「熊本県漁港漁場整備法施行細則」を「熊本県漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」に改め、同様式を別記第11号様式とする。
- 別記第6号様式中「熊本県漁港漁場整備法施行細則」を「熊本県漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」に改め、同様式を別記第10号様式とする。
- 別記第5号様式の次に次の4様式を加える。

別記第6号様式(第2条関係)

漁港施設等活用事業の実施に関する計画認定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

氏 名

〔名称及び  
代表者氏名〕

下記のとおり漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定を受けたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律(以下「法」という。)第42条第1項の規定により申請します。

記

漁 港 名

漁港施設等活用事業の実施に関する計画

別紙のとおり

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 住民票の写し又は登記事項証明書
- (2) 活用事業施設の設置を行う場合は、次に掲げる書類
  - ア 活用事業施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面
  - イ 漁港施設等活用事業の実施に関する計画に法第42条第4項第1号に掲げる事項を定める場合は、漁港施設の形質の変更の内容を明らかにする図面
  - ウ 漁港施設等活用事業の実施に関する計画に法第42条第4項第2号に掲げる事項を定める場合は、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地の場所を示す図面
- (3) 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料
- (4) 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
- (5) 漁港水面施設運営権の設定を受けようとする場合は、次に掲げる書類
  - ア 法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - イ 法人の場合は、親会社等の名称、所在地並びに代表者及び役員の氏名、氏名の振り仮名、生年月日及び性別を記載した書類
- (6) その他必要な書類

別記第7号様式(第2条関係)

漁港施設等活用事業の実施に関する計画

1 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

実 施 期 間	年～ 年( 年間)
漁港施設等活用事業の内容	
基本施設の利用方法等	

2 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占有をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間

平 面 図	
-------	--

(1) 貸付けを受けようとする漁港施設の詳細と貸付期間

施設名	漁港施設の種類	施設所有者	数量	貸付期間

(2) 占有をしようとする漁港の区域内の水域と占有の期間

水域名	面積(m <sup>2</sup> )	占有の期間

(3) 占有をしようとする漁港の区域内の公共空地と占有の期間

公共空地名	面積(m <sup>2</sup> )	占有の期間

3 2の漁港施設又は水域若しくは公共空地に設置する活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項

活 用 事 業 施 設 名			
活用事業施設の種類		活用事業施設の規模	
活用事業施設の目的、事業に対する位置付け			
設 置 位 置			
漁港施設の形質の変更内容			
水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項			

4 漁港水面施設運営権の設定に関する事項

設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間			
設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域			
設定を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間	年～	年(	年間)
設置しようとする活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項			
平 面 図			

5 貸付け又は占用の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなった場合又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占用をしないこととなった場合等における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置の内容

--

6 漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画

--

## 記載上の注意

- 1 実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間
  - (1) 実施期間欄には、当該漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において策定された活用推進計画(以下「活用推進計画」という。)に定められた実施期間の範囲内で記載してください。
  - (2) 漁港施設等活用事業の内容欄には、活用推進計画に定められた、漁港施設等活用事業として求められる事業内容の範囲内で、漁港施設等活用事業の全体概要を示した上で、「漁港施設の貸付け」、「漁港の区域内における水域の占用」、「漁港の区域内における公共空地の占用」、「漁港水面施設運営権の設定」又はその他により実施しようとする漁港施設等活用事業の内容を区別して記載してください。
  - (3) 基本施設の利用方法等欄は、漁港施設等活用事業に基本施設を第三者に利用させる内容を含む場合、第三者の利用方法及び料率を記載してください。
- 2 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間
  - (1) 平面図欄には、活用推進計画に定められた範囲内で、貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地について、その場所と範囲が明確になるように示してください。
  - (2) 貸付けを受けようとする漁港施設の詳細と貸付期間
    - ア 漁港施設ごとに記載し、適宜、行を追加してください。
    - イ 施設名欄には、平面図で示した施設との対応がわかるような名称(施設①、施設②等)を記載し、漁港施設の種類欄には、漁港台帳に記載されている漁港施設名を記載し、数量欄には、施設の数量(用地については面積、防波堤や岸壁等については延長、建屋については棟数等)を記載してください。
  - (3) 占用をしようとする漁港の区域内の水域と占用の期間
    - ア 水域ごとに記載し、適宜、行を追加してください。
    - イ 水域名欄には、平面図で示した範囲との対応がわかるような名称(水域①、水域②等)を記載してください。
  - (4) 占用をしようとする漁港の区域内の公共空地と占用の期間
    - ア 公共空地ごとに記載し、適宜、行を追加してください。
    - イ 公共空地名欄には、平面図で示した範囲との対応がわかるような名称(公共空地①、公共空地②等)を記載してください。
- 3 2の漁港施設又は水域若しくは公共空地に設置する活用事業施設の種類の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項
  - (1) 活用事業施設ごとに記載し、適宜、表を追加してください。
  - (2) 活用事業施設の種類の種類欄には、水産物の消費の増進に関する施設、交流の促進に関する施設、附帯施設の別を記載してください。
  - (3) 活用事業施設の規模欄には、上屋の場合は敷地面積、棧橋の場合は延長等活用事業施設の規模を適切に把握できる内容を記載してください。

(4) 設置位置欄には、平面図を添付して「2 貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占有をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地及びその期間」に示した漁港施設等との関係が明確になるように示してください。なお、複数の活用事業施設を同一の平面図にまとめて示すことができます。

(5) 漁港施設の形質の変更内容欄には、活用事業施設の設置に伴う漁港施設の形質の変更内容を記載してください。

(6) 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占有を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項欄には、活用事業施設の設置に伴う当該工作物の建設等の内容を記載してください。

#### 4 漁港水面施設運営権の設定に関する事項

(1) 設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間欄には、実施しようとする遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供に関する事業内容を記載するとともに、活用推進計画に定められた範囲内で、その実施期間を記載してください。

(2) 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域欄には、漁港の所在地及び漁港名(熊本県〇〇市町〇〇漁港等)並びに当該水域の面積を記載してください。

(3) 設定を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間欄には、設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間の範囲内で、10年を超えない期間を記載してください。

(4) 設置しようとする活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項欄は、「3 2の漁港施設又は水域若しくは公共空地に設置する活用事業施設の種類及び規模その他の当該活用事業施設の設置に関する事項」の例により記載してください。

(5) 平面図欄には、設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域の場所と範囲が明確になるように示してください。

#### 5 貸付け又は占有の期間が満了した場合その他の事由により漁港施設の貸付けを受けないこととなった場合又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地において水面若しくは土地の占有をしないこととなった場合等における活用事業施設の撤去の方法その他の当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置の内容

(1) 漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地上の施設の撤去、引き渡しその他の措置の実施内容を記載してください。

(2) 貸付けを受けようとする漁港施設、占有をしようとする水域若しくは公共空地又は漁港水面施設運営権の設定を受けようとする水域の別に記載してください。

#### 6 漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画

漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業とそれ以外の漁港施設等活用事業の別に記載してください。ただし、それらの漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画が一体のものである場合は、この限りではありません。

別記第8号様式(第2条関係)

漁港施設等活用事業の実施に関する計画変更認定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

氏 名

〔名称及び  
代表者氏名〕

下記のとおり漁港施設等活用事業の実施に関する計画を変更したいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第43条第4項の規定により認定の申請をします。

記

漁 港 名		
認 定 年 月 日		
変 更 の 理 由		
変 更 の 概 要	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	

- 備考 1 変更後の漁港施設等活用事業の実施に関する計画を添付してください。
- 2 新たな内容を追加する変更の場合は、変更前欄の記載は不要です。
- 3 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第37条第1項各号に掲げる書類、同条第2項に規定する書面及び熊本県漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則第2条第2項第5号に掲げる書類のうち必要なものを添付してください。

別記第9号様式(第2条関係)

漁港水面施設運営権存続期間更新申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

氏 名

(名称及び  
代表者氏名)

下記のとおり漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第57条第2項の規定により申請します。

記

存続期間の更新を申請する漁港水面施設運営権		年 月 日付け 第 号で設定
当該漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業	内 容	
	実施期間	
当該漁港水面施設運営権	水 域	
	存続期間	
存続期間の更新を受けようとする期間		
そ の 他		

備考 1 水域欄には、漁港水面施設運営権の水域の所在市町名、所在漁港名及び面積並びに当該水域の範囲を示した漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定年月日及び認定番号を記載してください。

2 次の書類を添付してください。

- (1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 従前の存続期間における漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実績を説明する書面
- (3) 法人の場合は、登記事項証明書並びに親会社等の名称、所在地並びに代表者及び役員の氏名、氏名の振り仮名、生年月日及び性別を記載した書類

(熊本県漁港管理条例施行規則の一部改正)  
 第2条 熊本県漁港管理条例施行規則(昭和37年熊本県規則第25号)の一部を次のように改正する。  
 第4条第1項に次の1号を加える。  
 (5) 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第44条第1項に規定する認定計画(同法第42条第4項第1号に掲げる事項が定められたものに限る。)に従ってする行為  
 第4条第2項中「各号」を「第1号から第4号まで」に改める。  
 第6条第2号中「第4条」を「第6条」に改め、同条第4号中「同条第6項」を「同条第8項」に、「第7条」を「第44条の9」に、「第7項」を「第6条第9項」に改める。  
 別記第9号様式中「住所(所在地)」を「住所(所在地)」に改める。  
 別記第10号様式中「住所(所在地)」を「住所(所在地)」に、「許可年月日」を「許可(認定)年月日」に、「許可番号」を「許可(認定)番号」に改める。

- 附 則  
 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県漁港管理条例施行規則及び熊本県漁港漁場整備法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県漁港管理条例施行規則及び熊本県漁港漁場整備法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和6年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県規則第10号**

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則  
 熊本県営住宅管理規則(平成9年熊本県規則第57号)の一部を次のように改正する。  
 第1条の2第1項第8号ア中「同法」を「配偶者暴力防止等法」に、「婦人保護施設」を加え、同号ウ中「婦人相談所(売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項に規定する婦人相談所をいう。以下このウ及び」を「女性相談支援センター(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項に規定する女性相談支援センターをいう。)」に改める。  
 第5条の2第2項第1号中「同法」を「配偶者暴力防止等法」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同項第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、同項第3号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

- 附 則  
 (施行期日)  
 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。)附則第30条による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第5条に規定する婦人保護施設における保護を受けた者(施行日において当該保護の措置が終了した日から起算して5年を経過していないものに限る。)については、改正後の第1条の2第1項第8号ア及び第5条の2第2項第1号に該当する者とみなす。  
 3 施行日前に法附則第4条による改正前の売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項に規定する婦人相談所による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明を受けている者については、改正後の第1条の2第1項第8号ウ及び第5条の2第2項第3号に該当する者とみなす。